

高尾山古墳の取り扱いに関するこれまでの経過について

- ・ 沼津南一色線の街路事業はH 8 年度に着手され、高尾山古墳部についての埋蔵文化調査はH 1 7 年度から開始された。
- ・ H 1 7 年度～1 9 年度からの試掘調査、H 2 0 年度～2 1 年度にかけての本格調査の過程で、当該古墳が古墳時代初期の重要な前方後方墳であることが示唆されたので、H 2 2 年度から着手する予定であった道路工事に向けた作業は凍結した。
- ・ この調査で得られた成果を、H 2 2 年度～H 2 3 年度に整理した結果、高尾山古墳が西暦 2 3 0 年から 2 5 0 年の時代に遡る古墳であることが判明した。
- ・ 道路工事を凍結する一方で、古墳保存と道路整備を両立させるための市内部検討が継続的に行われた。
- ・ さらに古墳の価値を特定するため、H 2 6 年度前半に墳丘部の内部について追加調査を行った結果、築造は西暦 2 3 0 年頃であるが、埋葬が行われ当該部が古墳となったのは 2 5 0 年頃であることが推定された。
- ・ 市としては古墳保存と道路整備を両立する有効な解決策も見出せなかったため、埋蔵文化財の記録保存を行った上で、現行の街路計画区域で道路整備を進めることでやむなし、との判断に至り、平成 2 6 年度後半に関係機関と調整を行った。
- ・ 本年 5 月末には、市議会の関係委員会において、道路整備のための埋蔵文化財調査を行う方針を説明し、6 月議会に所要の費用を計上した。
- ・ 6 月 3 0 日には埋蔵文化財予算は市議会で可決されたが、多方面から古墳保存に向けた要望等が寄せられていることから、市長は予算執行を留保し、整備方針について学識者等からなる協議会で検討することを表明した。